

広報

令和元年
9月27日号

No. 524

ふながた

お知らせ版

秋の星座「こうま座」

こうま座は、日本から見える星座で1番小さな星座です。明るい星も少なく、探すのが難しいですが、ペガサス座の近くに位置しています。



舟形若あゆ温泉

臨時休館日について

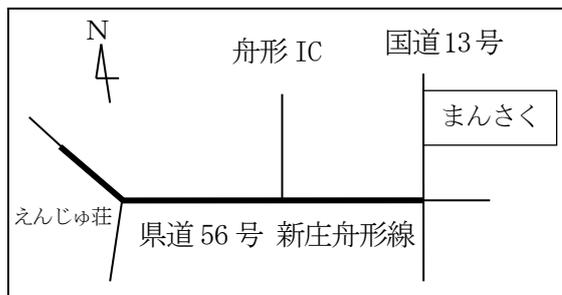
舟形若あゆ温泉改修工事を行うため臨時休館となります。休館日は次のとおりです。
大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

▼臨時休館日／10月8日(火)

▼問い合わせ／舟形若あゆ温泉 ☎(32) 3655

交通規制が解除になります

- ▼内容／最高速度50キロの解除となり、法定速度となります。
- ▼場所／県道56号 新庄舟形線
舟形町舟形3441番7先～新庄市大字鳥越字大森沢1677番地53先
- ▼問い合わせ／舟形駐在所 ☎(32) 2102



入居者募集 ~町営住宅舟形団地~

▼募集／5戸(町営住宅舟形団地1・3号棟)

▼入居資格／次の全てに該当する方

- ①住宅に困窮している方
- ②年間給与所得等から各種控除額を差引いた額の12分の1が15.8万円以下の方
- ③税及び公共料金の滞納がない方
- ④申込者及び同居者が暴力団員でない方

▼家賃／13,800円～(所得などにより変動有) ▼敷金／家賃の3ヵ月分

▼規模及び構造／和室3室・台所・便所・風呂・洗面所 ▼持込用品／ガスレンジ・照明器具など

●切／10月10日(木)

●申込み方法／地域整備課農村整備係に準備してある指定用紙にご記入の上、申込みください。

※指定用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

●問い合わせ／舟形町地域整備課農村整備係 ☎(32) 0915

インフルエンザ予防接種について

インフルエンザの予防接種を受ける 65 歳以上の高齢者および中学生以下の方に対し、接種料金の一部助成をします。

○高齢者インフルエンザ

▼対象者／①町内に住所を有する 65 歳以上の方

(昭和 30 年 1 月 31 日以前に生まれた方で、接種日において満 65 歳となる方)

②60 歳～64 歳の方で、次のいずれかに該当する方

・心臓、じん臓または呼吸器の機能に、日常生活が極度に制限される程度の障がいをもつ方
(身体障害者手帳 1 級相当)

・ヒト免疫不全ウイルスにより、日常生活がほとんど不可能な程度の免疫機能の障がいをもつ方
(身体障害者手帳 1 級相当)

▼期 間／10 月 1 日 (火) ～令和 2 年 1 月 31 日 (金)

▼助成額／2,000 円 (1 回のみ)

※医師の指示等で 2 回接種しても、助成は 1 回のみとなります。

▼医療機関／山形県内の予防接種委託医療機関

▼持ち物／健康保険証など本人を確認できるもの

▼その他／・予診票と説明書および接種済証は、各医療機関に置いてあります。

・接種済証は接種した証明となりますので、実施期間中は健康保険証または健康手帳等と一緒に保管しておいてください。

・今年度より、説明書を全戸配布しませんので、医療機関で配布の説明書をお読みください。

○小児インフルエンザ

▼対象者／町内に住所を有する生後 6 ヶ月～中学 3 年生の方

▼期 間／10 月 1 日 (火) ～令和 2 年 1 月 31 日 (金)

▼助成回数／・生後 6 ヶ月～12 歳の方は 2 回

・13 歳～15 歳の方は 1 回

▼助成額／1 回目：2,000 円

2 回目：1,500 円

▼医療機関／《全対象年齢》 舟形クリニック、阿部内科循環器科クリニック、きねぶち医院、三條医院、
栄町耳鼻咽喉科クリニック、新庄整形外科医院、須藤医院、土田医院、
東山内科クリニック、東山整形外科クリニック、こくの医院、永井医院、
よしだ耳鼻咽喉科クリニック、県立新庄病院、ハートクリニックひろの、
芦沢医院

《中学生のみ》 小内医院、丸橋内科クリニック、山科内科医院

《3 歳以上》 香音クリニック

▼持ち物／健康保険証・母子健康手帳・予診票・接種済証 (必要な方のみ)

▼その他／接種を希望される方は、事前に申請が必要です。医療機関に行く前にお子さんの年齢を確認できるものと印鑑をお持ちの上、健康福祉課窓口にお越しください。予診票と説明書および接種済証 (必要な方のみ) を発行します。

詳しくは問い合わせください。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課地域保健係 ☎ (32) 0810



舟形町総合文化展一般展示作品募集

芸術文化活動の成果を広く紹介する場として、今年度も総合文化展を開催します。
みなさんの多彩な芸術文化作品をお待ちしています。

- ▼展示期間／11月9日(土)～16日(土)
- ▼展示場所／中央公民館
- ▼作品／自由
- ▼切／10月25日(金)
- ▼出展方法／作品を各自で搬入してください。
- ▼申込み・問い合わせ／舟形町中央公民館
☎(32) 2246



児童手当の支払通知書について

10月9日は児童手当の支給日です。支払通知書をご自宅に送付しますのでご確認ください。

変更事項が発生した場合は手続きが必要ですのでご連絡ください。

- ▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32) 0655



令和元年度地価調査結果

地価調査とは、各地域で基準となる土地を選び、その適正な土地価格を公表するものです。

- ▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係
☎(32) 0466

○町基準値価格

(価格：円/㎡)

基準値の所在	前年価格	本年価格	昨年比変動率
西ノ前468-10	9,310	9,220	▲1.0%
長沢1826	4,710	4,600	▲2.3%
ハヨ1667-5 他1筆	7,420	7,340	▲1.1%
舟形109	9,820	9,550	▲2.7%

行政相談所開設

町では「行政相談週間」にあわせ『行政相談所』を開設します。

行政について、お困りになつてゐること、要望したいことなどありましたら、総務大臣から委嘱されている行政相談員が無料・秘密厳守でご相談に応じます。

- ▼日時／10月23日(水)
午後1時30分～4時

- ▼場所／清流荘
- ▼相談員／

行政相談員 伊藤 宏 氏

- ▼問い合わせ／

- 舟形町総務課総務係
☎(32) 2111 (内線231)

1日合同行政相談所

- ▼日時／10月8日(火)
午後1時30分～3時30分

- ▼場所／ゆめりあ

- ▼問い合わせ／

- 舟形町総務課総務係
☎(32) 2111 (内線231)

シルバーフェスティバル

- ▼日時／10月19日(土)
午前10時～

- ▼場所／ゆめりあ

▼内容／アトラクション、展示コーナー、ちびっこコーナー、野菜や加工品の即売等

▼その他／詳しくは問い合わせください。

- ▼問い合わせ／

- 新庄・最上地域シルバー人材センター
☎(22) 3065

犯罪被害者支援

県民のこころ

- ▼日時／11月27日(水)
午後1時開場

- ▼場所／ビッグウイング

- ▼入場料／無料

- ▼問い合わせ／

- (公社)やまがた被害者支援センター
☎022(263)7231

使用済み小型家電および古着を無料で回収します

押入れ等に眠っている使用済み小型家電、古着等がありましたら、ぜひこの機会を利用ください。

▼期 日／10月19日(土)

回収場所	回収時間
農村環境改善センター駐車場	8:30～9:00
富長交流センター駐車場	8:50～9:20
生涯学習センター駐車場	9:20～9:50
役場前駐車場	9:00～11:00

～使用済み小型家電～



○回収するもの

【通信機器】

電話機（ダイヤル式を除く）、FAX、携帯電話、スマートフォン、PHS

【電子機器】

レコーダー（ビデオテープ・テープ・DVD・HDD等）、プレーヤー（CD・MD等）、ラジオ、CDラジカセ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ヘッドホン、イヤホン、プロジェクター、BS/CSアンテナ、CS/地上デジタルチューナー、ケーブルテレビSTB、デジタルオーディオプレーヤー、ICレコーダー、チューナー、カラオケ（通信、レーザーディスク）、コンポ（スピーカー一体型で、木枠ではないもの）、電子書籍リーダー、電子辞書

【カー用品】

カーナビ、車載音響機器（カラーテレビ、ステレオ、CD/MD/DVDプレーヤー、アンプ、チューナー、ラジオ）、VICSユニット、ETC車載ユニット

【パソコン類】

パソコン（デスクトップ型、ノート型、モニター一体型）、液晶モニター（ブラウン管除く）、タブレット、ワープロ、プリンター、USBメモリー、メモリーカード、HDD、基盤、ハブ・ルーターなどの周辺機器

【ゲーム機】

据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ゲーム機用コントローラー、カセット式ゲームソフト

【その他】

ケーブル、充電器、アダプター、プラグ・ジャック

×回収できないもの

家電リサイクル法対象品……テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機
小型家電に含まれないもの…電子レンジ、炊飯器、美容用品、アイロン等

注意してください！

- ・電池・電球などは対象外のため取り外してください。
- ・事務用プリンターおよびコピー機・スキャナーは対象外です。
- ・オーディオ機器のセパレートスピーカー単体は対象外です。
- ・木枠のオーディオ機器など木製部分の多いものは対象外です。
- ・ビニール袋・段ボール箱など容器から取り出してお持ちください。

～再利用できる衣類、下着類、子ども服、 靴類、バッグ、ぬいぐるみ～

○回収するもの



【古着類】

帯、カーテン、革ジャン、海水パンツ、靴下、コート、下着、シーツ、ジーンズ、ジャケット、ショール、甚平、スカーフ、スーツ、ストッキング、セーター、背広、タオル、Tシャツ、ネクタイ、パジャマ、ハンカチ、ブラジャー、ブラウス、ベビー服、帽子、水着、毛布、ゆかた、Yシャツ、和服、ワンピース、ダウンジャケット、フリース、ベルト、ぬいぐるみ（金属やプラスチックでできていないもの）

【靴類】

革靴、ハイヒール、スニーカー、パンプス、サンダル、運動靴、登山靴 等

【バッグ類】

ハンドバッグ、ショルダーバッグ、リュックサック、トランク、ボストンバッグ（旅行バッグ）、財布、トートバッグ

※透明・半透明の袋に入れて、袋の口を結びます。袋もリサイクルされるので、ひも・ガムテープは使用しないでください。

×回収できないもの

中綿が入っているもの、汚れているもの、濡れているもの、においのひどいもの、ペットに使用したもの、おもちゃ、そのほか次に記載するもの

【古着類】

カーペット、カバー類（布団類・座布団・クッション）、学生服、コタツかけ、毛皮、毛糸、作業着、サポーター、スキーウェア、制服、セーラー服、足袋、反物、ひざ掛け、風呂敷、防寒着、丹前、雨合羽、運動着、ウェットスーツ、掛け布団、敷布団、座布団、クッション類、玄関マット、繊維くず、シュラフ、ソファ、電気カーペット、はんでん（わた入り）、マットレス、枕、ユニフォーム

【靴類】

ブーツ、長靴、スリッパ、スキー靴、スケート靴

【バッグ類】

ジッパーや持ち手の壊れ、穴あき品など、再使用できないもの



10月から
消費税・
地方消費税は

10%へ

消費税・地方消費税 についてのお知らせ

10月の消費税引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。

この制度は、対象品目の取り扱い（販売）の無い事業者の方を含め、全ての事業者の方に関係があります。

新しい記載ルールに則った帳簿・請求書等の記載が必要です

◎区分記載請求書等保存方式※

令和元年10月1日以降、帳簿や請求書には、これまでの記載事項に加え、帳簿には「軽減税率の対象品目である旨」の、請求書等には「軽減税率の対象品目である旨」および「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載が必要になります。

※令和5年10月1日以降は、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入され、区分記載請求書等の保存に代えて、適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお、適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）が発行できます。

▼問い合わせ／消費税軽減税率電話相談センター ☎ 0120 (205) 553

軽減税率対応には、国の支援があります

◎「軽減税率対応レジ」の導入等支援の概要

▼対象者／軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

▼補助率／原則 3/4（3万円未満のレジ購入の場合、4/5補助）

▼補助上限／1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円

▼完了期限／契約等の手続き：9月30日まで、設置・支払い・補助金申請：12月16日まで

▼問い合わせ／軽減税率対策補助金事務局 ☎ 0120 (398) 111

転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関するご相談

▼問い合わせ／消費税価格転嫁等総合相談センター ☎ 0120 (200) 040

消費税の軽減税率制度の説明会を開催します

10月1日の消費税率の引き上げに伴い実施される、軽減税率制度についての説明会を行います。

▼日時／10月23日（水） 午後2時～3時

10月28日（月） 午前10時～11時

▼場所／新庄税務署

▼内容／・消費税軽減税率制度の概要について

・インボイス制度について

・他制度の関係する事項

▼対象／全事業者

▼問い合わせ／新庄税務署法人課税部門 ☎ (22) 5170



秋の産直キャンペーン

「もがみ産直キャンペーン」は、最上産農産物の販売促進や地域内外からの交流人口の拡大につなげるため開催しています。

▼期間／10月12日(土)～27日(日)

▼場所／最上管内の産直施設 12店舗

▼内容／・10月12日(土)開催の「もがみ大産業まつり」の会場で、新米とごはんのお供の振舞い・レシートラリーの実施。抽選で景品がもらえます
※詳しくは問い合わせください。

▼問い合わせ／最上総合支庁農業振興課 ☎ (29) 1315

国土交通省からお知らせ ～10月は土地月間です～

土地は、国民のための限られた貴重な資源であり、日常生活や経済活動など国民の諸活動に不可欠な基盤です。土地がきわめて高い公共性を持っていることを国民の共通認識とすることが必要といえます。このような観点から、毎年10月を「土地月間」とし、また、「土」の字が「十」と「一」の組み合わせであることから、10月1日を「土地の日」と決めました。この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、ぜひ一度「土地の有効利用」について考えてみませんか。

▼問い合わせ／国土交通省土地・建設産業局
☎ 03 (5253) 8111

中小企業・小規模事業者・創業希望者のための
ワンストップ経営相談窓口

山形県よろず支援拠点

【よろず支援拠点】とは

国が各都道府県に1カ所ずつ設置した、中小企業・小規模事業者・新規創業者等のための経営相談所で、相談は何回でも無料です。12名の経験豊富なコーディネーターが売上げ拡大、経営改善等の経営課題解決に向けて、結果が見えるまでお聞きします。まずはお気軽にご相談ください。

▼受付時間／午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日除く)

▼問い合わせ／山形県よろず支援拠点
☎ 023 (647) 0708

やまがた縁結びたいによる 結婚なんでも相談 10月

お気軽にご利用ください! **無料**

『やまがた縁結びたい』による
結婚なんでも相談

月	日	曜日	時間	やまがた縁結びたい
10月	6日	日	13:00～17:00	渡邊 茂子
	13日	日		渡邊 健二
	19日	土		本田 典美
	26日	土		伊藤 正純
11月	3日	日	山本 直樹	
	9日	土	工藤 馨	
	16日	土	井上 貴雄	
	24日	日	阿部 善子	

※12月及び1月分については11月上旬に別途お知らせします。

▼日時／10月6日(日)、13日(日)、
19日(土)、26日(土)
午後1時～5時

▼場所／やまがた出会いサポートセンター
やまがた出会いサポートセンター
新庄市出張登録・閲覧会

▼日時／10月6日(日)、26日(土)
▼場所／新庄市民プラザ
申込み・詳細はこちらから
⇒<http://ymsc-yamakon.net/>

で検索してみてください! ☆

舟形町結婚サポートセンター

<http://funakon.funagata.info/>

ください!!

詳細はホームページをご覧ください

趣味や年齢などご希望の条件

に合ったパーティーに参加し

ても、さまざまな婚活パーティー

が各地域で開催されています。

紹介しています。週末や平日に

では、山形県内で開催される婚

活イベントやセミナー等を紹

介してまいります。

り秋模様となりましたね。

さて、結婚サポートセンター

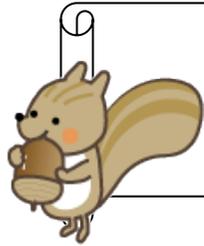
いつの間にか季節はすっか

▼問い合わせ
舟形町結婚サポートセンター
☎ (32) 1152
E-Mail
funakon@funagata.info
▼営業時間
午前8時30分～午後5時15分
▼営業日
月・水・金・土・日
(祝日は休館日になります)

LINE 始めました!!
ご相談・問い合わせなど
に活用ください。
「funakon1152」
で友だち登録してね☆



舟形町結婚サポートセンター 10月号



にこにこ通信

令和元年9月発行 第137号

食欲の秋、たくさんおいしいものがありますが、いわし・鮭・さば・さんまは秋が旬の魚です。これらの魚にはDHAやカルシウム・良質なたんぱく質などが豊富に含まれていて、栄養が豊富です。

子どもたちと一緒に買い物に行った時には、旬の魚を真近で見て、魚を選ぶのも楽しいですよ。魚に関心を持ってもらい、いろいろな魚も食べられるようにしていきたいですね。



きのこをちぎって、芋煮作りのお手伝い。上手にできました。(ふれあい育児の広場より)

ふれあい育児の広場

「芋煮会」を開催しました。

こんにゃく、まいたけをちぎって芋煮作りのお手伝いをしました。こんにゃくの感触に、恐る恐る触っていた子どもたちでしたが、上手にちぎりました。芋煮が出来るまでは、体育館でウォーキングアスレチックで、思いっきり体を使って遊びました。

【10月のふれあい育児の広場】

10月24日(木)

支援センターで遊ぼう

午前10時まで 支援センター集合



共にふれあい、未来をはぐくむ子育て支援センター

子育て支援センター「みらい」10月の日程表

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9 遊びの広場	10	11	12
13	14	15	16	17 お話広場 ブックスタート フォローアップ	18	19
20	21	22	23 遊びの広場	24 ふれあい育児 午前閉館	25 午後閉館	26
27	28	29	30	31		

【ご利用について】 ☆ 土曜日・日曜日・祝祭日 ○印は休館日になります。
25日は、乳幼児健診のため午後閉館。
24日は、ふれあい育児の広場のため午前閉館します。

①育児相談(来所・電話) …午前8時30分～午後4時30分

②遊びの場としての利用 …午前9時30分～11時30分
午後3時～4時30分



- 第2・4水曜日は「遊びの広場」…親子で楽しめる簡単な遊びを用意しています。
- 第3木曜日は「お話広場」……絵本の読み聞かせと楽しい手遊びを行います。

17日はブックスタートフォローアップ講座を開催します。

③ふれあい育児の広場 ……1歳以上の未就園児を対象にした親子の交流広場です。

舟形町子育て支援センターみらい ☎ (32) 2120